

欠席時の連絡及び取り扱いについて（お知らせ）

- ① 欠席の連絡は、**7時半～8時の間に**学校までお電話でお願いいたします。
- ② 朝、体調がすぐれない場合は、登校を見合わせてください。**特に37度以上または平熱より1度以上高い場合は、登校を控えてください。**
- ③ 風邪症状（発熱、セキ、鼻水などの上気道症状）がある場合は、「出席停止等（新型コロナウイルス感染症に係る自宅休養）」とさせていただきます。花粉症などその他の診断名が付いているときは、お知らせください。その際は「欠席」といたします。
- ④ **原因がわからない「頭痛」「腹痛」「気分不快」などは、原則「出席停止等（新型コロナウイルス感染症に係る自宅休養）」としますが、主治医に「風邪による頭痛、腹痛、胃腸症状」と診断されている場合は「欠席」といたします。**

このように、受診の有無によって扱いが変わるため、**同じような症状が2～3日続いている場合は、医療機関での受診をお願いいたします。**

受診結果がわかるまでは「出席停止等（新型コロナウイルス感染症に係る自宅休養）」としますが、**受診により、症状が新型コロナウイルス感染症によるものでないことが判明した後は「欠席」となります。**また、受診されない場合には、4日目からは「欠席」といたします。
- ⑤ **同居の方に「発熱」「風邪症状」「新型コロナウイルス感染症の疑いがある」場合は、登校を見合わせてください。**その際は「出席停止等（新型コロナウイルス感染症に係る自宅休養）」といたします。

【例】体調不良の症状が現れた日から3日間症状が続き、受診した結果、一般的な風邪によるもので、新型コロナウイルスを原因とする症状ではないことが分かったが、体調がすぐれないため4日目も休んだ場合。

体調不良発症

1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
← この間に受診をお願いします →			「欠席」	
「出席停止等（新型コロナウイルス感染症に係る自宅休養）」				
○ <u>症状の原因がわからない間は「出席停止」という扱いになります。</u>			○ <u>新型コロナウイルス感染症による症状でないことが判明した後は「欠席」となります。</u>	
			○ <u>受診されない場合は、4日目からは「欠席」となります。</u>	

この例の場合は、

- ◆ 1～3日目：「出席停止等（新型コロナウイルス感染症に係る自宅休養）」
- ◆ 4日目から：「欠席」